

**(仮称)「仙台市バリアフリーマスタープラン」
(移動等円滑化促進方針)
中間案に関するご意見を募集します**

**令和7年11月
仙 台 市**

【意見募集要件】

1. 募集期間

令和7年11月25日(火曜日)～令和7年12月24日(水曜日)必着

2. 意見の提出方法

- ・任意の様式にご意見、住所(団体の場合は所在地)、氏名(団体の場合は団体名及び代表者氏名)を記入し、次のいずれかによりご提出ください。

① 郵送:〒980-8671(住所記入不要)仙台市都市整備局交通政策課

② ファクス:022-211-0017

③ Eメール:tos009510@city.sendai.jp

(件名を「仙台市バリアフリーマスタープラン中間案への意見」としてください)

④ 電子申請システム(詳細は下記の市ホームページをご覧ください)

※電話や窓口での口頭による受付はいたしません。

※視覚障害などの障害をお持ちの方で、①～④によることが難しい場合は、可能な提出方法についてご相談ください。

※現在の基本構想及び(仮称)「仙台市バリアフリーマスタープラン」(移動等円滑化促進方針)の詳しい内容、電子申請システムによる意見提出については、下記の市ホームページをご覧ください。

【URL】[https://www.city.sendai.jp/kotsu-](https://www.city.sendai.jp/kotsu-suishin/kurashi/machi/kotsu/kekakunado/barrier-free/index.html)

[suishin/kurashi/machi/kotsu/kekakunado/barrier-free/index.html](https://www.city.sendai.jp/kotsu-suishin/kurashi/machi/kotsu/kekakunado/barrier-free/index.html)

3. 資料の閲覧方法

- ・市役所本庁舎2階市政情報センター、区役所総合案内、総合支所などで配布するほか、市ホームページ(右記参照)でもご覧いただけます。



4. 留意事項

- ・提出いただいたご意見は、個人が特定できない内容に編集し、ご意見に対する市の考え方と併せて、後日仙台市ホームページで公表する予定です。
- ・ご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。
- ・ご記入いただいた個人情報は、本意見募集の目的の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

5. お問い合わせ先

仙台市都市整備局 総合交通政策部 交通政策課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町 12-34

電話番号:022-214-8303(直通)

ファクス:022-211-0017

Eメール:tos009510@city.sendai.jp



(仮称) 仙台市バリアフリーマスタープラン

(移動等円滑化促進方針) 中間案【概要版】 令和 7年 11月

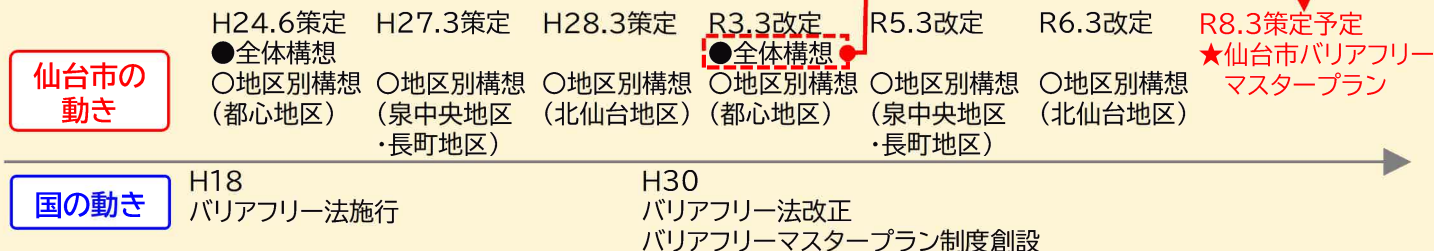
概要

● 背景と目的

本市では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、バリアフリー法)に基づき、「仙台市バリアフリー基本構想(全体構想、地区別構想)」を策定し、バリアフリー化の基本理念や重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めるべき地区(重点整備地区)を定め、市内のバリアフリー化に取り組んできました。

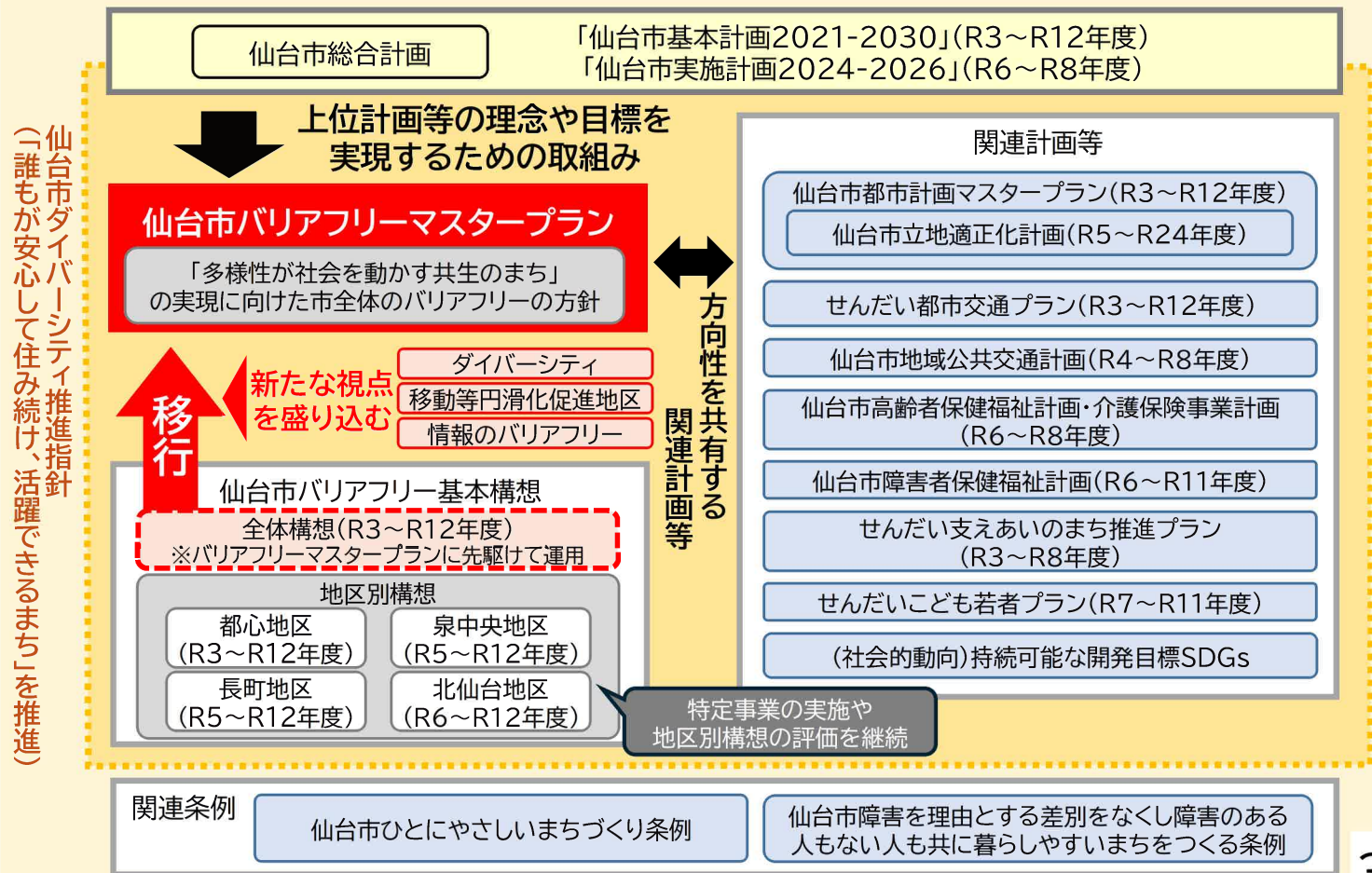
平成30年のバリアフリー法改正により、基本構想制度に加えて、バリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度が創設され、マスタープランに先駆けて運用してきた仙台市バリアフリー基本構想(全体構想)について、仙台市ダイバーシティ推進指針の策定、各種施設の立地状況の変化、ハード面のバリアフリー化の進捗状況、今後の施策展開などを踏まえてバリアフリー化の理念や方針等を整理するとともに、市民や関係機関等とバリアフリーの考え方を共有してバリアフリー化を促進することを目的として、「仙台市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)」を策定します。

バリアフリーマスタープランに先駆けて運用してきた
現全体構想を基に新たな視点を盛り込み「移行」



● 計画の位置付け

仙台市バリアフリーマスタープランは、本市の上位計画である「仙台市基本計画2021-2030」で示す目指す都市像の1つである「多様性が社会を動かす共生のまち」を実現していく役割を担うほか、関連条例や関連計画等を踏まえ、本市全体のバリアフリー化を促進するための方針を示すものです。



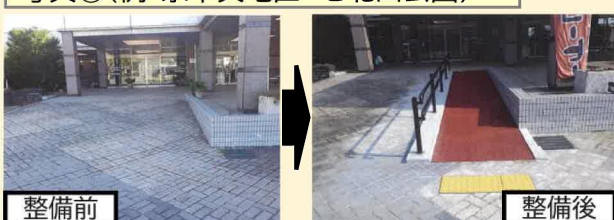
これまでのバリアフリー化の取組みと今後の課題

● 基本構想に基づく各特定事業計画の進捗

これまで、地区ごとのバリアフリー化の方向性を位置付けた「地区別構想(都心地区、泉中央地区、長町地区、北仙台地区)」に重点整備地区を定め、各施設管理者が特定事業計画(具体的な施設や設備のバリアフリー化を図るための整備に関する事業計画)を策定し、計画的に施設や設備のバリアフリー化を進めてきました。令和7年度には、各施設管理者の特定事業計画が目標年次を迎えることとなっています。

表：特定事業の進捗

(令和7年度末時点)

特定事業計画名	事業内容(一部抜粋)	事業事例
公共交通 特定事業計画 (地下鉄事業)	・トイレ出入口の段差を解消し、ひろびろトイレを含めた全面的な改修(右記写真①) ・ホーム～コンコース間の階段に下りエスカレーターを設置 ・ホームに櫛ゴムを設置し、車両との隙間を縮小 ・エスカレーターの進入可否を表示するポール式案内装置や人感センサーを設置	写真①(例:長町一丁目駅)  整備前 整備後
公共交通 特定事業計画 (バス事業)	・電照式標識を設置(右記写真②) ・ノンステップバスの導入	写真②(南中山児童センター前)  整備前 整備後
公共交通 特定事業計画 (JR事業)	・JR仙台駅改札内の新幹線及びその他の在来線から仙石線への乗継移動経路にエレベーター及び連絡通路を設置(右記写真③)	写真③(例:都心地区 JR仙台駅改札内)  エレベーター 連絡通路
道路 特定事業計画	・仙台駅前ペDESTリアンデッキにエレベーターを設置 ・歩道勾配の改善、誘導ブロックの敷設(右記写真④) ・案内標識の設置	写真④(例:長町地区 市道 長町3号線)  整備前 整備後
公園 特定事業計画	・傾斜路・横断勾配の緩斜化、誘導ブロック・手摺りの設置(右記写真⑤) ・トイレの洋式化、段差解消	写真⑤(例:泉中央地区 七北田公園)  整備前 整備後
交通安全 特定事業計画	・横断歩道でのエスコートゾーンの設置(右記写真⑥) ・歩行者用信号機への経過時間の表示機能の付加(右記写真⑦) ・道路標識・道路標示の高輝度化	写真⑥ 写真⑦  エスコートゾーン 経過時間表示

これまでのバリアフリー化の取組みと今後の課題（続き）

● 当事者団体からの意見

本バリアフリーマスタープランを策定するにあたり、移動等円滑化に関する本市のこれまでの取組みへの評価や今後の課題等について、当事者団体の皆様にヒアリング調査を行いました。

●ハード面（一部抜粋・要約）

- ・道路上の小さな段差や水はけ用の急な勾配などが転倒の原因となるため、平坦化を進めてほしい。（仙台市視覚障害者福祉協会）
- ・景観に配慮した誘導ブロックは、弱視者の識別や色弱等障害者の黄色以外の識別が難しい場合があるため、コントラストが明瞭な黄色で統一してほしい。（仙台市視覚障害者福祉協会、仙台市障害者福祉協会）
- ・駐車場で車に積んだベビーカーの乗せ降ろし時に、隣に別の車両が駐車されると、スペースが確保できず作業が困難となるため、ベビーカーの乗せ降ろしが可能なサイズの駐車場の整備をしてほしい。（子育て活動団体）
- ・観光地を含む郊外部では、車椅子でのアクセスが難しく、移動手段やバリアフリー対応が不十分であるため、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が安心して移動でき、楽しめる環境を整備してほしい。（仙台市障害者福祉協会）



例：バリアとなる歩道上の段差
コントラストが不明瞭な誘導ブロック

●ソフト面（一部抜粋・要約）

- ・誘導ブロック上や歩道上に障害物（駐停車両、放置自転車、工事現場の資材、ゴミなど）が多く放置されており危険であるため、啓発等をしてほしい。（仙台市視覚障害者福祉協会）
- ・ベビーカー使用者、高齢者、障害者等は、バスの乗降時の負担が大きいため、運転手や周囲の乗客から当事者に声掛けや誘導をするよう促す啓発活動をしてほしい。（子育て活動団体、仙台市視覚障害者福祉協会）
- ・トイレの案内やバスの行先表示が分かりづらいため、大きく見やすくするなど見直してほしい。（仙台市知的障害者関係団体連絡協議会）



例：誘導ブロック上の駐停車両

● 更なるバリアフリー化に向けた課題

バリアフリー基本構想と各特定事業計画に基づいて整備を実施することにより、本市のバリアフリー化は着実に進展してきましたが、基本構想策定後の本市の状況変化や当事者からの意見を踏まえ、今後の更なるバリアフリー化の推進に向けて、課題を次のとおり整理しました。

課題①：バリアフリー化の継続的な取組みと関係者との連携

旅客施設、車両、道路、公園等のハード面のバリアフリー化は着実に進展しましたが、整備完了後も適切な維持管理と更なる改善を検討するなど、継続的な取組みが必要です。そのために、整備が完了した生活関連経路について、引き続き関係者が連携して課題や情報を共有できる体制を構築する必要があります。

課題②：ソフト面のバリアフリー化の更なる推進

障害者等への配慮の重要性が増しており、高齢者や障害者等、個々の心身の特性に応じたきめ細かな対応が必要であり、これまでのハード整備に加え、心のバリアフリーの取組み等のソフト面の施策により必要な支援を補完していく必要があります。

また、これまでバリアフリー化してきた施設を有効に活用するため、デジタル技術の活用などにより、必要な情報を収集できる環境を整えていくことを検討していきます。

課題③：優先的にバリアフリー化を進めていく地区の検討

市内にはこれまでの重点整備地区4地区に加え生活関連施設の分布状況やまちづくりの視点から面的にバリアフリー化を推進する必要がある地区があり、生活関連施設の選定や優先度を踏まえながら、当事者団体や事業者と合意形成のもと、バリアフリー化を推進する地区の追加や拡大を図る必要があります。

バリアフリーマスタープランの基本的な方針

● 基本理念と基本方針

基本理念

多彩な市民協働により本市が育んできた「共生のまちづくり」の歴史や都市個性をさらに発展させ、「ちがい」を受け入れ、互いに尊重されるダイバーシティの推進とバリアフリーによる移動等の円滑化を図り、誰もが地域で安心して暮らすことができる共生のまちを創出する。

本市においては、市民による市政への参加による福祉のまちづくりが全国に先駆けて進められる等、さまざまな課題の解決に向かって市民と行政の連携で取り組み、「共生のまちづくり」を進めてきました。

人口減少や少子高齢化等、社会を取り巻く環境が大きく変化する中、年齢や障害の有無、ライフステージなどに関わらず誰もが自立した日常生活、社会生活を送るためには、さまざまな「ちがい」に対し、柔軟で配慮のあるまちづくりを進めていく必要があります。

これまで進めてきたバリアフリー施策をさらに推進することで、誰もが地域で心豊かに安心して快適に暮らすことができる共生社会が実現することを目指します。

基本方針

課題の解決に向けて、より効果的にバリアフリー化を進めるために、ハード・ソフトの両方の観点から、バリアフリーマスタープランにおける基本方針を以下のとおり定めます。

ハード：すべての人にとって安心・安全な都市づくり

ダイバーシティの視点を拡充
優先的に取組む地区の追加

ユニバーサルデザインの発想を取り入れるなど、快適な歩行環境と公共交通を中心とした利便性の高い都市交通体系に支えられた、すべての人にとって安心・安全な都市の構築を進めます。

ソフト：心のバリアフリーや情報のバリアフリーによる市民の支え合い

ダイバーシティ、
情報のバリアフリーの視点を拡充

市民一人ひとりにはさまざまなちがいがあることを基本とし、互いを尊重し、ちがいを受け入れ、認め合うための配慮や考え方に対し理解を深めるとともに、市民の支え合いの環境をつくり、バリアフリーに対する意識の向上、モラル・マナーの向上を目指す取組みを進めます。

また、誰もが参加できる社会の実現に向けて、全ての人が移動に関する情報を容易に入手できるよう、情報提供の方法への配慮等に取り組めます。

目標年次

令和17年度を目標年次とし、5年後の令和12年度に評価を行うように努め、必要に応じて計画の見直しや更新を図ることとします。

ハード面のバリアフリー化の推進

● 移動等円滑化促進地区等の設定や取組み

高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を送るためには、日常的に利用する駅や病院、公共施設等の生活関連施設(※1)及びそれらの間の生活関連経路(※2)を構成する道路、駅前広場、通路等について、一体的にバリアフリー化が図られていることが大切です。

全市的にバリアフリー化を推進していきますが、移動等円滑化促進地区として設定した地区について、関係者が連携して、優先的にハード面のバリアフリー化に取り組むこととします。

移動等円滑化促進地区

バリアフリー法や国の基本方針における移動等円滑化促進地区の要件を踏まえ、本マスタープランにおける移動等円滑化促進地区の要件を次のとおり定めます。

◆要件①

仙台市立地適正化計画の「都市機能誘導区域」に含まれる鉄道駅及び将来的に周辺部への公共施設等の集積が見込まれる鉄道駅を中心とする地区

◆要件②

駅を中心とした半径500m圏内に、概ね3以上の生活関連施設を含み、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区

◆要件③

地区内の生活関連施設の数や、未整備経路の数、地区の特性などからバリアフリー化の促進が特に必要と認められる地区



図：移動等円滑化促進地区のイメージ
出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想
作成に関するガイドライン（国土交通省）

本マスタープランにおける移動等円滑化促進地区(5地区)を選定

これまでの重点整備地区(4地区)

都心地区

泉中央地区

長町地区

北仙台地区

その他地区 (1地区)

国際センター駅
周辺地区

歴史、文化、学術、自然等の資源が集積し、今後、音楽ホール・震災メモリアル拠点複合施設や大手門の復元など、本市の主要なプロジェクトが進行していることから、「国際センター駅周辺地区」として移動等円滑化促進地区に設定します。

※1:「生活関連施設」とは

《生活関連施設の考え方》

○高齢者や障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設を指します。

旅客施設



特定公園施設



特別特定建築物



マスタープランに位置付ける「生活関連施設」(例)

乗降客数の多い旅客施設

自然緑地や小規模公園を除く都市公園施設

用途や規模、利用頻度等により選定

地区を追加

◆生活関連施設の設定

①旅客施設(市内の48駅が該当)

本市基準：乗降客数3,000人/日以上(旅客施設(駅))

②旅客施設以外の施設(市内の808施設が該当)

本市基準①：高齢者や障害者等が多く利用する用途かつ地域の拠点となる規模の施設

本市基準②：日常的に利用(通勤・通院等)する頻度が高い施設

本市基準③：一般の人が利用する官公庁施設

※2:「生活関連経路」とは

《生活関連経路の考え方》

○生活関連施設同士を結ぶ徒歩経路であり、歩道や階段、エレベーターなどが該当します。

◆生活関連経路の設定

・視点①：より多くの人々が利用する経路を選定

・視点②：生活関連施設相互のネットワークを確保するよう経路を選定

・視点③：特定道路への指定(基本構想の策定)を見越して経路を選定

ソフト面のバリアフリー化の推進

●「心のバリアフリー」の取組み

心のバリアフリーの推進

「心のバリアフリー」とは、偏見や無理解などの「心のバリア」を取り除くことです。すなわち、誰もが互いのことを理解し合い、共に支え合うことであり、物理的なバリアフリーの不完全さを補い、また、バリアフリー施設を有効に機能させる手段であるため、すべての人の快適な移動にとって欠かせないものです。

国の基本方針においては、「心のバリアフリー」の取組みの推進にあたっての関係者の基本的な役割が定められています。「国」や「仙台市」が行うバリアフリーに関連する広報活動や、「施設設置管理者」が行うマナー啓発活動等に市民が積極的に目を向け、また、各種教室・講座等に参加することにより、「心のバリアフリー」への「理解」を深め、「配慮」し、「実践」できるまちを創出します。

◆ 国の役割

- ・広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深める
- ・高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援及び適切な配慮、実施に関する国民の協力を求めるよう努める

◆ 地方公共団体の役割

- ・国の取組みに準じ、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、住民の「心のバリアフリー」の推進に努める

◆ 施設設置管理者の役割

- ・継続的な教育訓練を通じ、職員等に対し、高齢者、障害者等と適切なコミュニケーションを取りながら、積極的に声かけや支援を行うよう促す
- ・施設の一般利用者が困っている高齢者、障害者等を手助けすることや車両の優先席、車いす使用者用駐車施設の利用についての配慮を求める広報活動や啓発活動を行うよう努める

◆ 市民の役割

- ・視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車いす使用者用駐車施設への駐車等により高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げず、積極的に協力する
- ・高齢者障害者等用施設（福祉用トイレ、障害者等用駐車施設、エレベーター、車いす用スペース、優先席等）の利用を控え（やむを得ない場合、一般用施設の利用が困難な場合を除き）、利用を譲る等、適正な利用について配慮する

機関や施設管理者、市民が果たす役割を踏まえて取組みを整理

◆ 主な取組み

- ・各種バリアフリー教室・講座
- ・当事者アドバイザー派遣制度
- ・高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

◆ 主な取組み

- ・サービス介助士の資格取得促進、鉄道駅への配置
- ・乗務員への研修の実施
- ・各種マナー啓発活動

◆ 主な取組み

- ・各種バリアフリー関連の教室・講座等に積極的に参加し、理解を深め、積極的に行動に移す
- ・まち歩きバリアフリー点検への参加



交通バリアフリー教室
(仙台市交通局)



乗務員への接遇研修
(仙台市交通局)



まち歩きバリアフリー点検
(仙台市バリアフリー推進協議会)

ソフト面のバリアフリー化の推進（続き）

●「情報のバリアフリー」の取組み

「情報のバリアフリー」
の考え方や取組みを追加

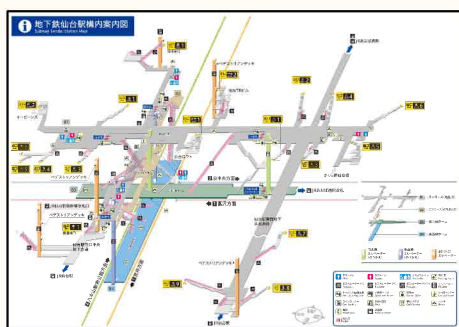
情報のバリアフリーの推進

「情報のバリアフリー」とは、全ての人が必要な情報に容易にアクセスでき、理解し、活用できる環境を整えることを意味します。誰もが自立して移動し、行動できる社会の実現に向けた重要な要素であり、個々の心身の特性に配慮した情報提供を行い、情報格差をなくすことにより、全ての人が安心して移動し、生活を送ることができる社会を実現することが可能となります。

誰もが参加できる社会を実現することを目標に、全ての人が移動に関する情報を容易に入手できるよう、情報提供の方法等への配慮等に取り組めます。

◆主な取組み

- ・旅客施設での筆談アプリ及び筆談用具による情報提供
- ・旅客施設でのバリアフリーの情報提供
- ・「信GO!」などの各種アプリの活用
- ・施設の駐車場での障害者、高齢者、妊産婦、けが人などが駐車可能な区画をピクトグラムで表示（宮城県ゆずりあい駐車場利用制度）



駅構内の情報提供



各種アプリの活用



ピクトグラムの活用による
ゆずりあい駐車場の明示

今後のバリアフリーの更なる推進に向けて

●推進体制

バリアフリー化の推進にあたっては、行政だけでなく、交通事業者や施設管理者、市民・当事者等の関係各者の連携・協力が必要であることから、これまで同様その機会の創出に努めるとともに、仙台市バリアフリー推進協議会で定期的に進捗状況の確認を行います。

移動等円滑化促進地区内でバリアフリー化の具体的な事業を実施するにあたっては、バリアフリー推進協議会において意見交換や内容の検討を行いながら、当該地区の基本構想を作成し重点整備地区を定め、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に進めていきます。

●評価とスパイラルアップ

策定から5年後にあたる令和12年度を目途に、移動等円滑化促進地区においてまち歩きワークショップ等を実施し、市民満足度を調査し、移動等円滑化措置の実施状況の評価を行います。評価結果を踏まえ、必要に応じて計画のスパイラルアップを行います。

段階的・継続的な取組み

⑥取組みの評価

④計画の見直し

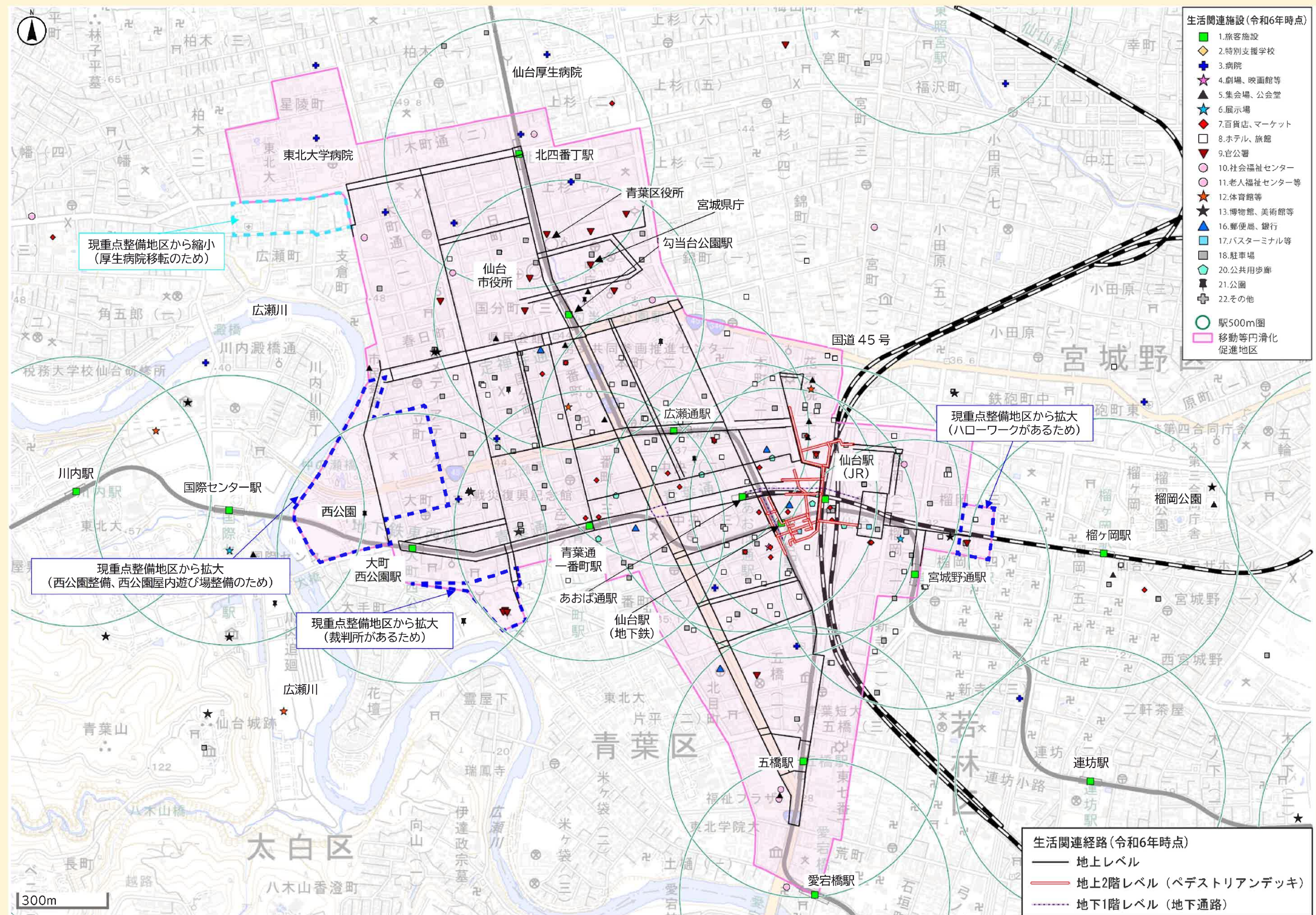
②各種取組み

①バリアフリーマスタープランの策定

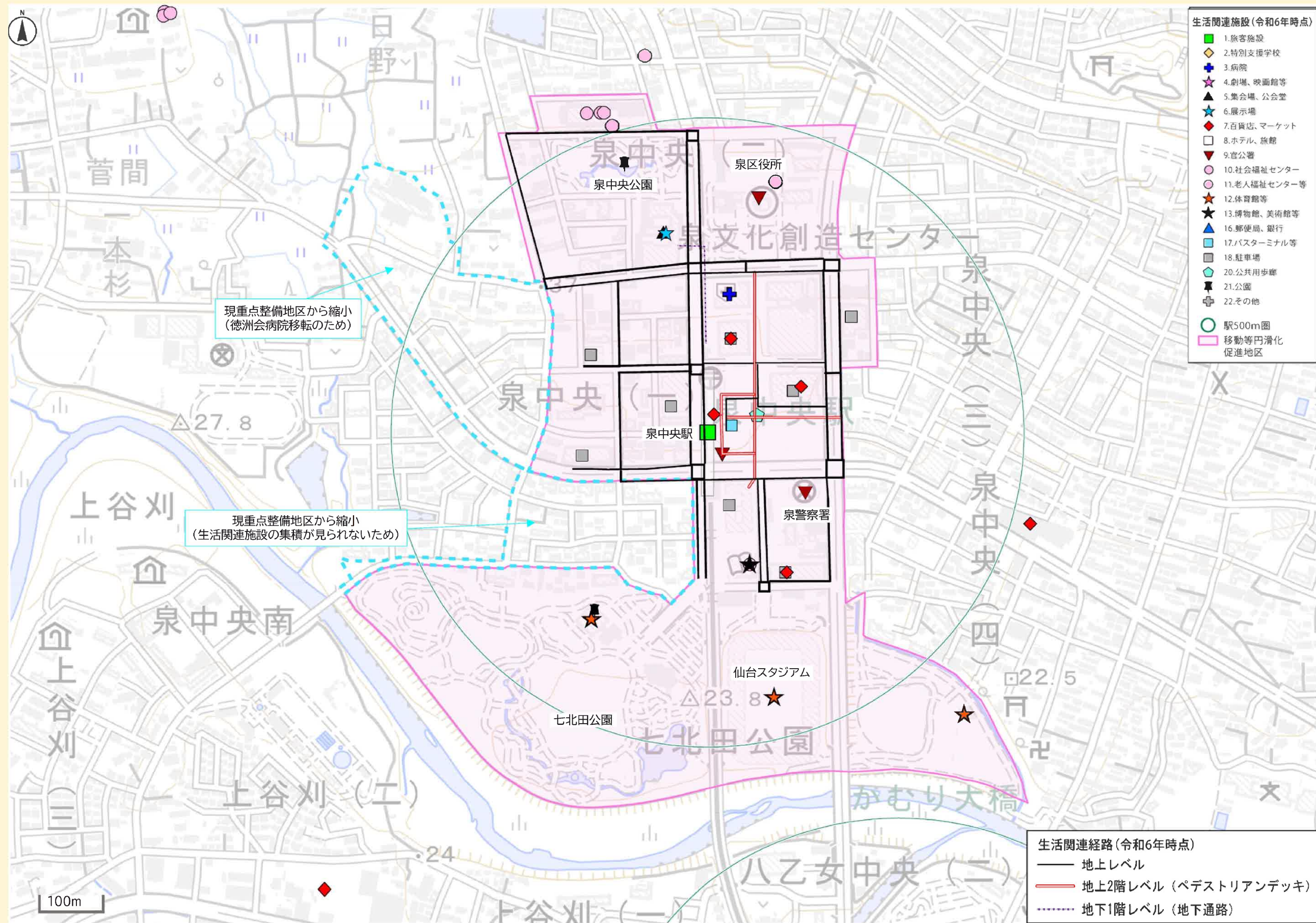
⑤各種取組み

③取組みの評価

● 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定図面

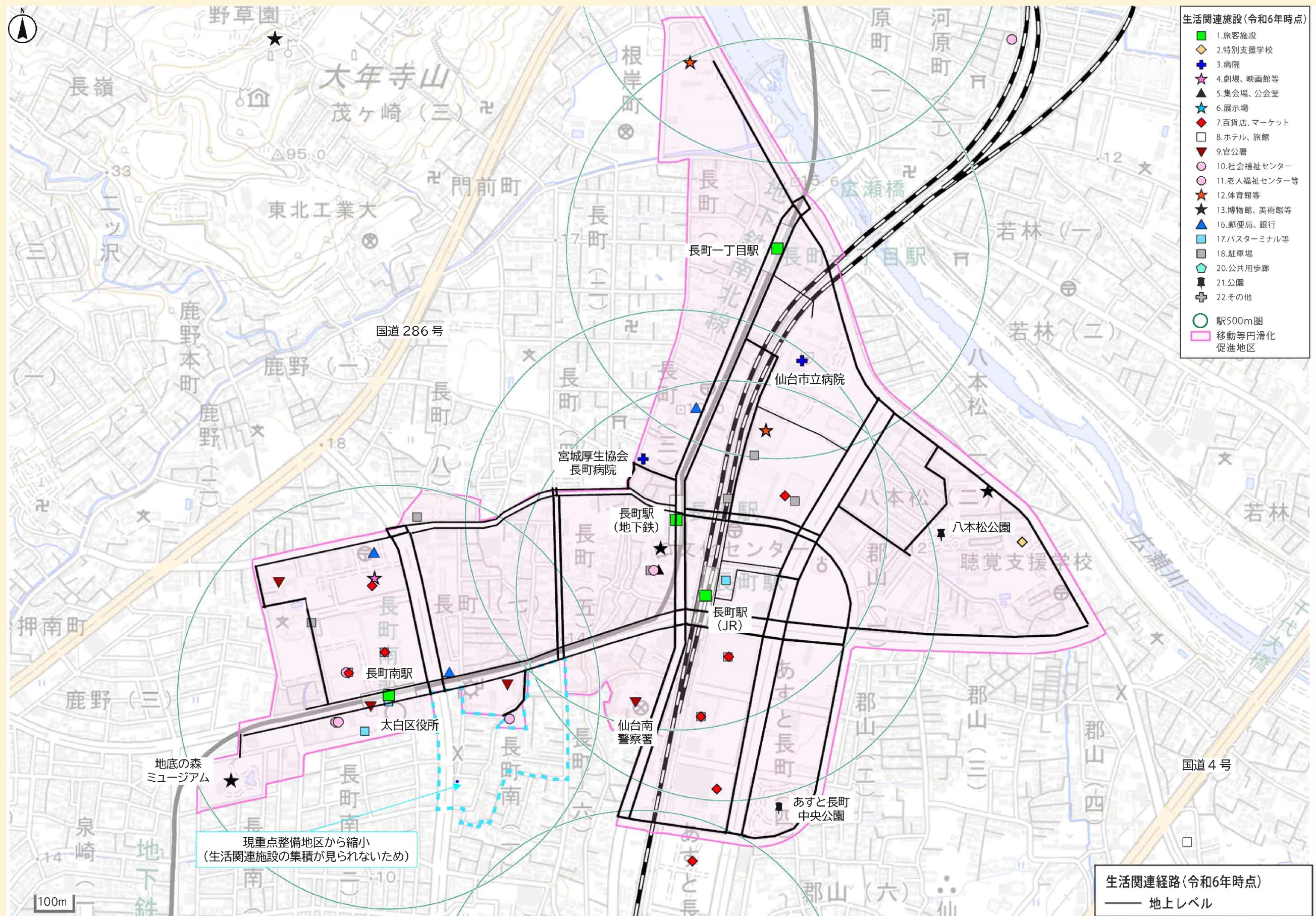


● 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定図面



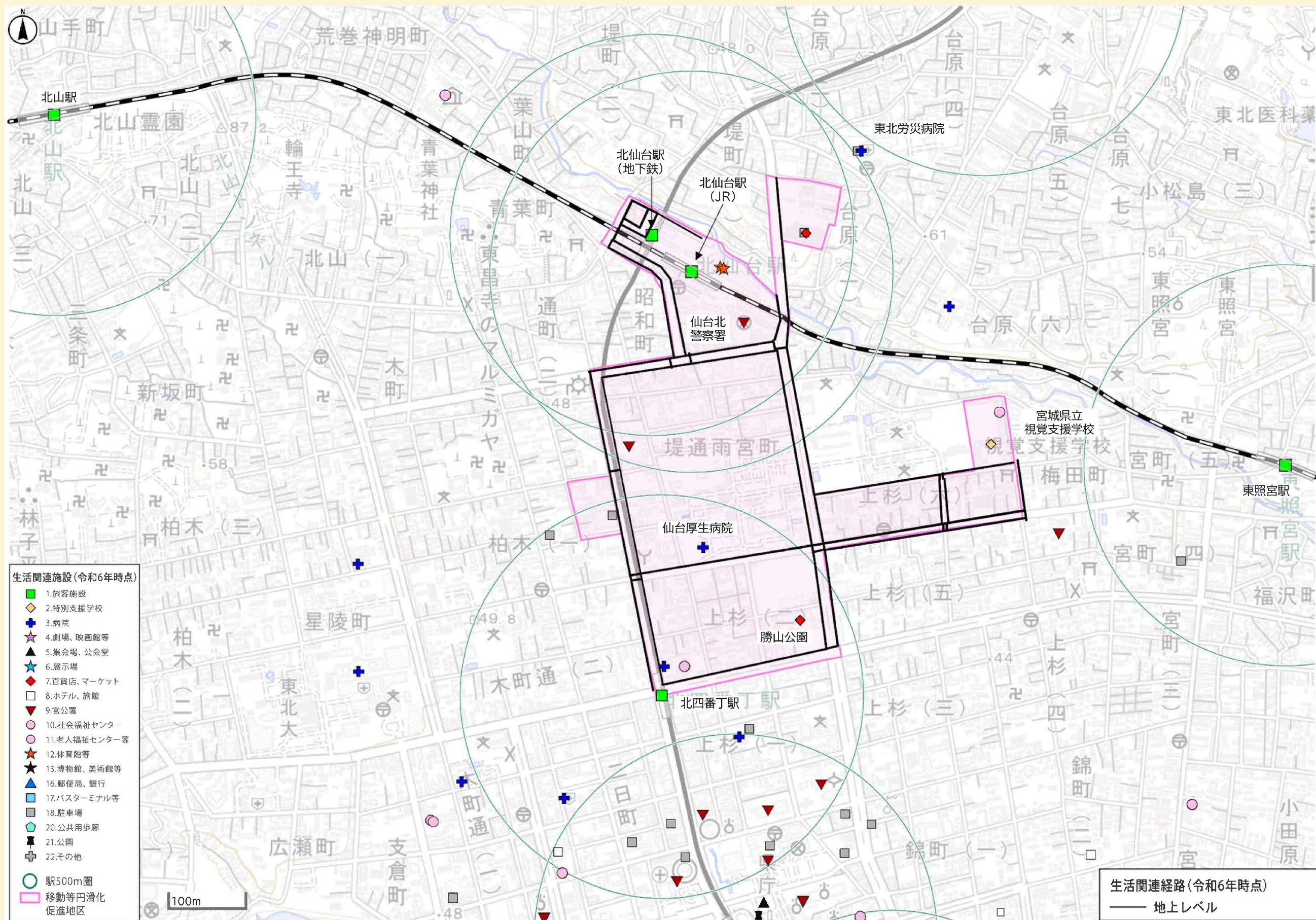
《長町地区》

● 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定図面

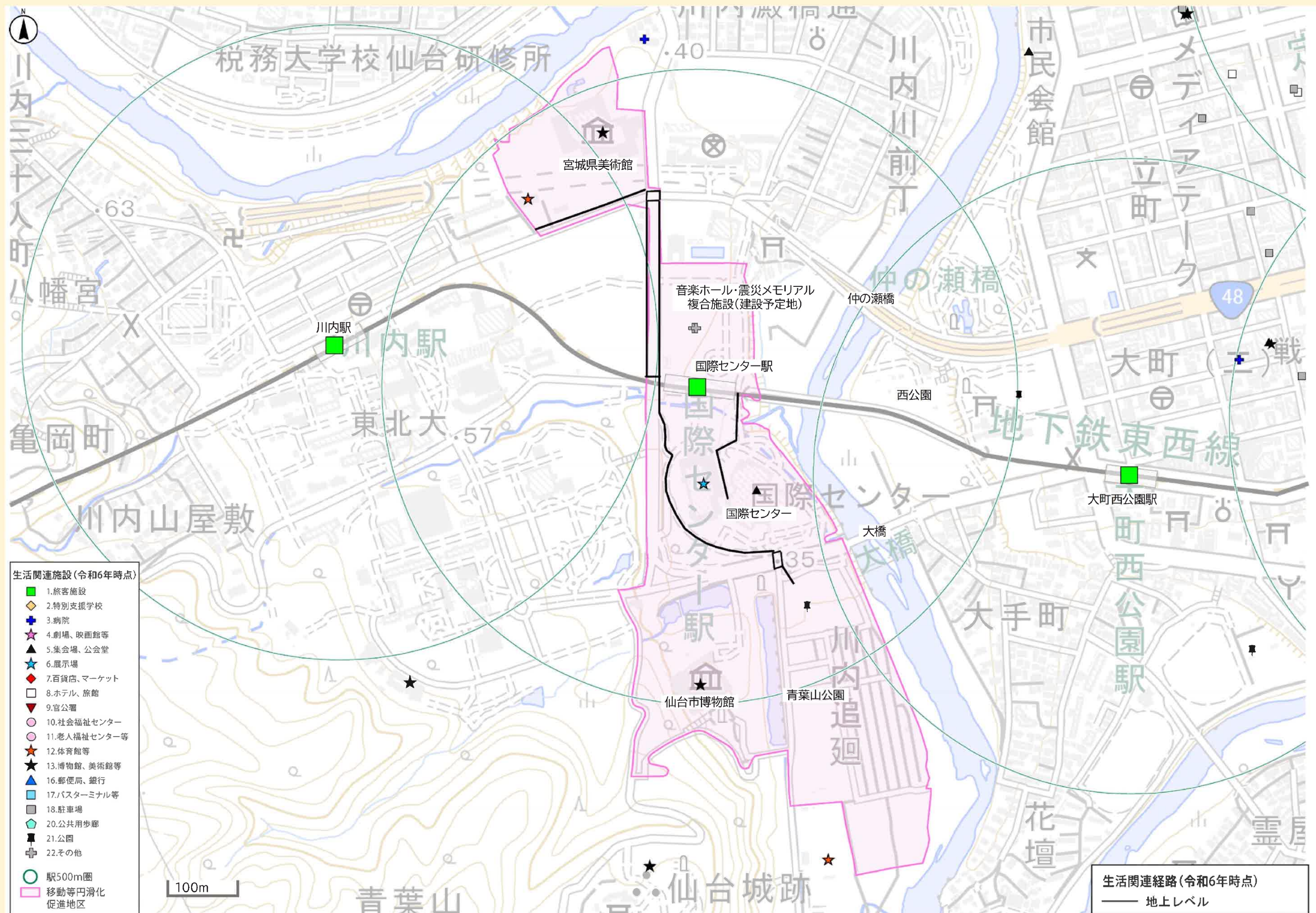


《北仙台地区》

● 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定図面



● 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定図面





【お問い合わせ先】

〒980-8671 仙台市青葉区二日町 12-34
仙台市 都市整備局 総合交通政策部 交通政策課
電 話:022-214-8303(直通)
ファクス:022-211-0017
メー ル:tos009510@city.sendai.jp

